

労働者派遣法第23条第5項，同法施行規則第18条の2に基づく情報提供
(2025年4月1日現在)

<p>1 派遣労働者の数</p> <p>2 派遣先事業所の数</p> <p>3 派遣料金の平均額</p> <p>4 派遣労働者の賃金の額の平均額</p> <p>5 マージン率</p> <p>6 法30条の4第1項の労使協定 (1) 締結の有無 (2) 協定対象派遣労働者の範囲 (3) 協定の有効期間の終期</p> <p>7 派遣労働者のキャリア形成制度に関する事項 (1) キャリアコンサルティングの相談窓口 (2) 教育訓練</p> <p>8 派遣事業に関する参考情報 (1) 事業開始時期 (2) 対象地域 (3) 対象業務 (4) 派遣労働者 (5) その他参考となる事項</p>	<p>5 名</p> <p>5 事業所</p> <p>492,320 円</p> <p>338,835 円</p> <p>31.2 %</p> <p>有 派遣先で電気主任技術者または電気主任技術者補佐の業務に従事する従業員 2026年3月31日</p> <p>業務部</p> <p>導入教育，基礎研修，主任技術者研修，実務研修 等</p> <p>2022年6月1日 東北6県および新潟県 電気工作物（主として再生可能エネルギー発電設備）の保安監督または保安従事 電気主任技術者（第1種，第2種）または電気主任技術者の補佐 派遣労働者の能力，経験，適性に応じた就業機会の確保 賃金等の労働条件の向上，社会・労働保険の適用促進</p>
---	--